

# 人権って何だろう

## (人間が人間らしく生きる権利)

### 人権の発展

#### はじめての人権宣言

人権とは何でしょうか。それは、一般的には「人間が人間らしく幸せに生きていくための権利」といわれています。人権は、私たち一人ひとりの生命や自由・平等を保障し、日常生活を支えている大切な権利です。また、人権とは、国籍・性別・出身などにかかわらず、だれもが生まれながらに持っている権利です。

しかし、このような、「人権」という考え方が芽生えたのは、それほど昔のことではありません。

そのルーツは17世紀頃のヨーロッパに見ることができると言われています。当時は国王が権力を握っており、民衆の自由や権利は認められていませんでした。やがて民衆の不満は高まり、専制政治を倒そうとする動きが生まれ、市民革命へと発展しました。その典型がフランス革命です。そして、「フランス人権宣言」(1789年)が生まれました。この中で、人間であればだれもが生まれながらにして持っている権利、つまり人権は不可侵である、とその尊重が宣言されました。

#### 広がる人権

フランス人権宣言で宣言された人権は、当時の社会状況を反映して、国家によるさまざまな制限から個人を解放することを目的とする「自由権」が中心でした。

その後、人権は、多くの人権宣言や各国の憲法などで取り入れられるようになりますが、その内容は時代や社会の変化とともに広がりを見せはじめ、多様に発展してきています。

#### ① 自由権

最初に主張された人権の内容は、「自由権」、「自由権的基本権」といわれる権利で、表現の自由や信教の自由、職業選択の自由、居住・移転の自由といった、個人が国家の制限から自由であることにより実現される権利です。この権利は、「フランス人権宣言」にうたわれて以来、多くの人権宣言や各国の憲法などで広く認められています。

#### ② 社会権

時代が移り、前述の自由権とは区別される権利が主張されるようになりました。国家が積極的に個人に対して保障する権利で「社会権」、「社会権的基本権」、「生存権」などといわれる権利です。具体的には、社会保障を受ける権利、教育を受ける権

#### 人権思想の芽生え

17世紀、イギリスのジョン・ロックは人権と民主政治の理論を打ち立てました。「政治は、人民の信託を受けて、個人の生命、自由、財産を守ることがその役割である」と説いたのです。

18世紀には、フランスのモンテスキューが「権利の保護のためには権力の分立が必要」と主張し、ルソーが「人は生まれながらにして自由である」と、人権の確立と人民主権による民主制を説きました。

利、労働基本権などの、人として最低限度の生活を営むことを保障する権利であり、社会的平等を保障する権利のことです。

この背景には、19世紀の産業社会の発展がもたらした、貧富の差の拡大と失業者の増大、さらには教育を受けられない子どもたちの増加などの社会問題がありました。これらの問題は、単に国家からの個人の自由を保障するだけでは解決せず、国家による積極的な保障が必要となります。はじめて社会権が採用されたのは、1919年にドイツで制定された「ワイマール憲法」でした。現在では、多くの憲法や人権宣言で保障されています。

#### ③ 「新しい」人権

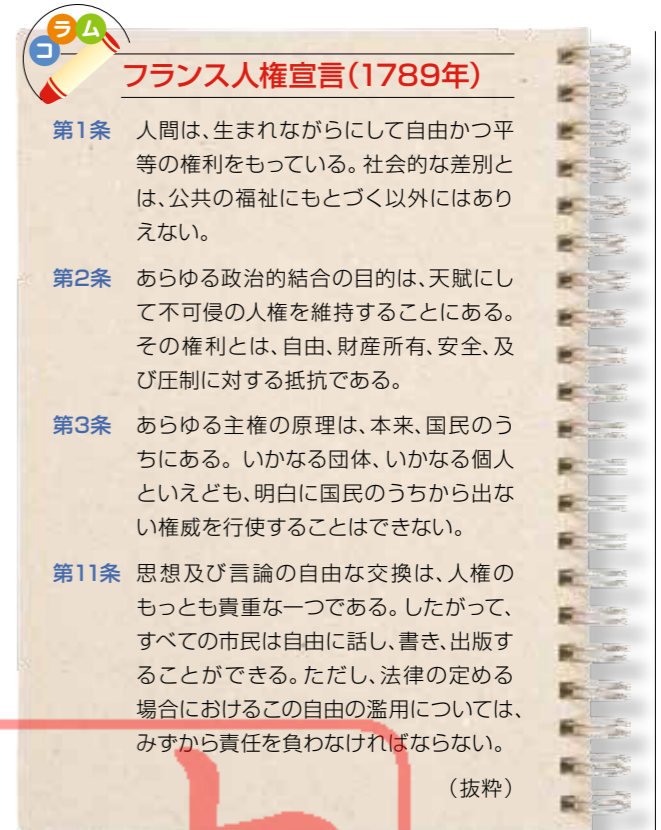
1970年代以降、開発途上国などを中心にさまざまな種類の人権が提案されてきています。例えば、発展の権利、自決権、平和的生存権、地球規模での安全な環境への権利などがこれにあたります。自由権が第一世代、社会権が第二世代、そしてこれらの権利が第三世代の人権であるという考え方もあります。戦争や地球環境の悪化により人類の生存自体が困難になれば人権も無意味になることから、「新しい」人権といわれる第三世代の人権が、第一世代、第二世代の人権の基盤であるともされています。

この背景には、二度にわたる世界大戦、地域的な経済的格差の拡大や環境破壊などのように、20世紀に生じた国境を越えた地球規模の問題があります。第三世代の人権については、現在、さまざまな意見が交わされています。

日本などにおいても、高度情報化などの社会の変化にともない、プライバシー権や肖像権といった権利が主張されています。

#### 進化する人権

フランス人権宣言の時代の「人権」は、「白人の成人男性の人権」であったり、「資産家の人権」の域を出ないものでした。そこでは、女性や子どもの人権までは含まれていませんでした。しかし、「世界人権宣言」(1948年)を契機として、人権は、あらゆる人々に普遍的に存在しているという考え



方が広がりました。現在では、人権は、女性や子どもをはじめとして、性別、人種、民族、年齢や国籍等にかかわらず、普遍的にあらゆる人に保障されるべき基本的権利であると認められています。

また、第二次世界大戦以前は、人権は、一つの国の中の問題としてとらえられていました。そのため、外交的には他国の人権問題に関与しないという不干渉主義がとられてきました。しかし、第二次世界大戦以降は、人権の尊重が平和の基盤になるとの認識のもと、国連主導の各種の人権条約などによって、他国の人権状況についての国際的監視が行われるようになってきています。

また、人権は、もともと国家と個人の問題としてとらえられていました。しかし、近年では、企業が社会に対して大きな影響を与える集団となってきたことを踏まえ、企業についても国家と同様にさまざまな人々の人権に配慮し、尊重する責務があるとする考え方が広まってきています。

このように、人々の幸せを保障する人権は、時代や社会、人々の生活が変化していく限り、これからもさまざまな広がりを見せていくでしょう。